

第12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年12月11日(水) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 中川美那子
江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 江崎 和浩

議 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

井川 武雄 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 奥村 富則
神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 篠田 悦利
杉本 宜永 ・ 鷺見 郁雄 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男
辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 豊吉 育夫 ・ 丹羽喜美夫
林 俊朗 ・ 福井 正弘 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	中山 瞳
主任主事	大嶽 紘代	主任主事	小栗 照之
主任主事	坂口由充加		

関 係 者

農林部農林政策課主任	渡部 大輔
都市建設部公園整備課副主幹	岩田 裕史

議 案

- 第 7 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 8 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の報告について
- 第 8 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 8 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 8 3 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 8 4 号 特定農地貸付けの承認について
- 第 8 5 号 農地所有適格法人要件確認報告書について
- 第 8 6 号 岐阜市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 8 7 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議 長

それでは、令和元年第 1 2 回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、1 9 名中 1 7 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 1 9 番松野芳正委員、議席番号 2 番福田正義委員の両委員、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

議案の審議に入る前に事務局からお知らせがあります。
事務局申し上げます。

則竹主査

今回の総会の審議をはじめの前にお知らせがあります。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律については、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令と併せて、令和元年11月1日に施行されました。

これにより、農地法、農地法施行令、及び農地法施行規則の一部がそれぞれ改正され、農地転用の届出に係る、農地法第4条第1項第7号が同8号に、農地法第5条第1項第6号が同7号に改正され、今回の総会報告分から適用の条項が変更となっておりますので御承知ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第79号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転8件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第79号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、鷺山地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細2番、則武地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細3番、鶉地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細4番、5番、西郷地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ

田を譲り渡すものです。

申請明細 6 番、市橋地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑の持分を譲り渡すものです。

申請明細 7 番、合渡地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 8 番、柳津地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 79 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番の鷺山地区からの申請については、森瀬宏委員、説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営の縮小を図る譲渡人から農業経営を拡大する譲受人へ、畑を売買するものです。

11 月 20 日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地立会いを行いました。

譲受人は、機械も十分に保有しています。

申請地では一般野菜と果樹を栽培する予定とのことです。

地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 ページ 2 番則武地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

今回の申請は、相続により取得した農地の管理が難しく農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

11 月 22 日に農業委員、農地利用最適化推進委員と共に現地

立会いを行いました。

譲受人は西郷地区等で水稲と野菜栽培をしており、機械も十分に保有しております。

また、申請地の隣の畑を所有しており、取得後は一体的に野菜を栽培する予定です。

地域の取り決めなども理解しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても問題ないとのことです。

議長

続きまして、2ページ3番の鶉地区からの申請については、相下信孝委員、説明をお願いします。

相下委員

今回の申請は、遠方に居住しており農業経営を廃止したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を贈与するものがあります。

11月18日に事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は鶉地区で水稲を中心に耕作をしており、農機具も十分に保有しております。

また、申請地の隣の田を所有しており、取得後は一体的に水稲を栽培する予定です。

地域の取り決めなども理解しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ4番、3ページ5番の西郷地区からの申請については、松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

西郷地区、申請番号4番及び5番は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、それぞれ農地を売買するものであります。

11月15日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人はそれぞれ西郷地区で水稲を栽培しており、機械も十分に保有しております。

今回の申請地では、引き続き水稲を栽培する予定です。

地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 ページ6 番の市橋地区からの申請については、永田昭三委員、説明をお願いします。

永田委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地の権利の一部を売買するものです。

11月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立合いを行いました。

譲受人は市橋地区で水稻と野菜栽培をしており、機械も十分に保有しております。

今回の申請地では、譲受人と譲渡人が共同して引き続き野菜を栽培する予定です。

また、地域の取り決めなども承知しておられ、耕作状況も問題ありませんので、地元といたしましても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 ページ7 番の合渡地区からの申請については、國井忠男委員、説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

11月25日に農地利用最適化推進委員と事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は地区外の方ですが、合渡地区でも耕作をしており、申請地では水稻を栽培するとのことでした。

地域の取り決めなども理解しており、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 ページ8 番の柳津地区からの申請については、梶下信孝委員、説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

11月25日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に

現地立会いを行い、申請地では水稻を栽培するとのことです。

地域の取り決めなどを守っていただけることを立会い時に確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第79号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第80号農地法第3条第1項の規定による許可の報告について、所有権の移転1件、以上を報告いたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第80号について説明いたします。

5ページに記載の三輪地区の申請は、岐阜地方裁判所で担保不動産競売による期間入札が10月に実施されました。

本年9月に開催いたしました農業委員会総会で、農地の買受適格者である旨の意見決定を受けた出願者が、入札の結果、最高価買受申出人となり、許可申請書が提出されました。

申請内容を確認したところ、証明書の交付時と同じ内容でしたので、許可いたしました。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第80号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第81号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、賃貸借の設定1件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題といた

則竹主査

します。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第81号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

今回の申請概要は、7ページの第5条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

8ページをお願いします。

申請明細1番、黒野地区の申請は、賃貸借設定により、砂利採取への一時転用です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、一時的な利用に供する場合であって、近隣農地等に支障を及ぼさないため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、45ページに位置図を付けてございます。

御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、黒野地区の南部で、黒野南2丁目地内の、黒野小学校から南東へ約1,000メートルのところに位置している農地です。

8ページにお戻りください。

申請明細2番、茜部地区の申請は、使用貸借設定により、駐車場に一時転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、一時転用であることや、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため許可し得るものです。

申請明細3番、岩地区の申請は、使用貸借設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため例外的に許可し得るものです。

申請明細4番、網代地区の申請は、使用貸借設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

申請明細5番、柳津地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設への転用です。

申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第81号について事務局から説明を受けましたが、8ページ1番の黒野地区からの申請につきましては、現地調査を行いました。

それでは、1番の黒野地区の申請について、野々村委員、説明をお願いします。

野々村委員

申請明細1番ですが、砂利採取のための一時転用となります。

11月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に、計画どおり事業を行い、近隣農地や周辺道路及び水路、特に排水路、住民に対して影響がないよう十分な配慮をすること、砂利採取後、埋戻土は良質な土を使用し田に復元することを確認しましたので、問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第81号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

【古田薫委員挙手】

議 長

古田委員どうぞ。

古田委員

先般も一時転用の定義を聞いたのですが、一時転用について理解に差があるため周知の徹底をしてもらえませんか。
また、期間について1年や2年、3年などあると思いますが、3年以上の場合の扱いを説明してください。

議 長

事務局説明をお願いします。

則竹主査

一時転用については3年が原則です。
砂利採取につきましては原則、1年となりますが、1年半まで延長することができます。
期間については事業計画の変更などにより、再度延長されることもあります。

古田委員

砂利採取の場合、1年や1年半と言ってみえられましたが、他の場合の扱いを説明してください。
過去にも駐車場や資材置場などいろいろありましたが、3年で申請があった場合、それ以上再延長はありますか。

則竹主査

最長3年ということになります。
一時転用の期間を過ぎる場合、内容や計画性を確認して妥当であれば延長します。

古田委員

最初の3年は農地として課税するのは仕方がないと思うが、それ以上延長になった場合の固定資産税の取り扱いが農地として課税になるのか質問します。

事務局長

一時転用期間中の固定資産税は変わりません。

古田委員

現状、砂利採取や駐車場になっているのに農地で課税されるのはおかしいと思いますし、本来なら雑種地で課税されるべきだと思います。

毎回、一時転用の申請が出てくるが、内容について適正に調べてほしい。

一時転用を3年以上認めることは、一時転用の趣旨からおかしいと思いますが。

事務局長

一時転用の期間は最長3年となりますので、3年を過ぎる延長は認められません。

基本的に3年で申請があるのではなく、半年や1年という形で申請があり、期間を延長して最大3年という形になります。

古田委員

3年を過ぎたら再延長することなく、そのままの状態となっている場合、雑種地として扱うわけですね。

事務局長

農地以外の状態ならそうなります。

古田委員

分かりました。

議長

そのほか、御意見等ございませんか。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第82号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出31件、第4条届出8件、第5条届出43件、以上を報告いたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第82号について説明いたします。

総会のはじめにお伝えしましたが、農地法第4条、第5条の届出について、農地法等が改正され、農地転用の届出に係る、農地法第4条第1項第7号が同8号に、農地法第5条第1項第6号が同7号に改正され、適用の条項が変更となっております。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

今回の各地区別の届出は、11ページにございますので御覧ください。

届出の合計は、件数が31件、面積は68,957.72平方メートルです。

続きまして12ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、件数が8件、面積は1,630.53平方メートルです。

明細は13ページから15ページに記載してございます。

続きまして16ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、件数が43件、面積は21,778.85平方メートルです。

明細につきましては、17ページから28ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和元年11月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第82号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして議案第83号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、3件、以上を議題と

いたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第83号について説明いたします。

30ページをお願い致します。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、

6,436.50平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第83号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第84号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は、3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第84号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、5つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となるものです。

特定農地貸付の条件は、

- 1 1区画が10アール未満の貸し付けであること。
- 2 相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。
- 3 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- 4 5年を超えない貸付期間であること。
- 5 その者が所有する農地の貸付けに当たって、合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項、例えば、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していること。

でございます。

32ページの申請明細を御覧ください。

申請明細1番、三里地区、申請明細2番、3番、茜部地区からの申請地は、いずれも市街化区域内の畑です。

貸付協定は、それぞれ令和元年11月5日、同年11月14日に締結されています。

申請内容を審査したところ、いずれの申請も特定農地貸付けの条件をすべて満たし、適正であると認められますので承認し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第84号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして議案第85号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第85号議案について説明いたします。
議案書の34ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条には、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に11月末までに提出がありました3法人からの報告書は、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議長

ただいまの議案第85号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議長

引き続きまして、議案第86号岐阜市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について、事務局の説明を求めます。

高島副主幹

議案第86号について、説明いたします。

36ページを御覧ください。

今回の改正理由は、農地法の一部改正に伴い生じた号ずれを改めるものです。

40ページを御覧ください。

この改正は、農地法の一部改正の施行日である令和元年11月1日以前にすべきものでしたが、法改正の認知が遅れることとなったため、本総会に上程するものです。

なお、附則として遡及適用条項を設けてあります。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第86号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、別冊の総会議案その2でございます。

議案第87号岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、令和元年11月20日付け、岐阜市農政第135号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

渡部主任

農林政策課の渡部と申します。

よろしくお願いいたします。

議案第87号の内容を説明いたします。

今回は、1件の軽微な変更として除外の申出に対する意見の決定を御審議いただくものです。

3ページを御覧ください。

今回の申請は、岐阜ファミリーパーク再整備事業による駐車場拡張のための用地として農用地区域から除外するものが1件で、田が9筆の合計9,919㎡となります。

続きまして、4ページを御覧ください。

申出があった1件について、概要を説明いたします。

整理番号1、三輪地域の岐阜ファミリーパークの再整備事業による駐車場拡張の申出です。

所在地は、北野北24、32、33、34、50、52、53、54、55であります。

6ページの地図を御覧ください。「申出地」と示されている部分です。

この事業につきましては、平成26年度に都市計画決定した、岐阜ファミリーパーク西部の拡張エリアについて、岐阜市土地開発公社が集中的に用地を確保し、その後、岐阜市が順次、用地を取得して施設を整備するものです。

去る平成28年5月27日に、都市計画法第62条第1項の規定に基づき、岐阜県知事より事業認可の告示がなされており、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第3号の規定により、この事業を軽微な変更として整備計画の変更を行うものです。

この事業の「軽微な変更」につきましては、岐阜県知事との協議など一部の手続きを省略することができるため、通常の農用地除外に比べ、短い期間で手続きを終えることとなります。

最後に、4ページを御覧ください。

(3)の「市町村検討調書」に記載されておりますように、除外の申出のありました1件は、「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、周辺農地に影響の少ない場所として申出地を選定されたものでございます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第87号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案は以上となりますが、現在、芥見地区において一時転用許可の砂利採取に伴う工事が行われています。

進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

芥見地区岩井地内の砂利採取について報告いたします。

現地では、表土の掘削工事から砂利採取工事が始まっております。

12月2日に芥見地区の農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認をいたしました。

表土置場及び砂利採取現場は、申請どおりに進められており、周辺の農地等に影響がないことを確認しました。

また、今後も定期的に現地及び現地付近の確認を行ってまいります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました、工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わりいたします。

なお、芥見地区については、今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 4 8 分閉会を宣す。